

日本の海外企業進出

——韓国，台湾，香港，シンガポール——

吉原久仁夫*・足立恭一郎**

Japanese Direct Industrial Investment in Korea, Taiwan, Hong Kong and Singapore

by

Kunio YOSHIHARA and Kyoichiro ADACHI

I は じ め に

対外直接投資には貿易の拡大を直接の目的としたもの（以下「貿易指向的投資」と呼ぶ）と間接の目的としたものがある。¹⁾ 前者は通常，農林水産業，鉱業，製造業等の第一次，第二次産業への投資の形を取る。また，後者はサービス業，金融業，商業等への投資の形を取り，前者の補助的役割を果たすものである。

「貿易指向的投資」としては，輸入代替型投資，資源開発型投資，輸出指向型投資の三つのタイプが考えられる。

輸入代替型投資²⁾は低開発地域の国内産業保護政策が誘因になっている場合が多い。保護政策の内容の一つは完成品の輸入制限であり，輸入禁止，関税引き上げ，外貨割当ての拒否・削減等の措置によって国内産業の保護・育成を図ることを意味している。この政策に直面して，日本の企業がその市場の維持・防衛を目的として生産の最終工程を低開発地域で行なうことに協力し，必要な部品・資材を供給し売上げを確保することになったものが，ここでいう輸入代替型投資である。この場合，重要なことは，生産された製品は現地国内で販売されるということと，その生産に必要な資材の多くは日本の親会社から調達されるということであり，その意味において貿易指向的であるといえることができる。

資源開発型投資とは，低開発地域の資源供給力の増大を図ることを目的とした投資で，日本

* 京都大学東南アジア研究センター

** 京都大学農学部農林経済学教室

1) 文献〔34〕，〔35〕参照。以下はその要約。

2) ここで輸入代替型投資というのは，低開発地域の側からみて輸入代替型であることに注意されたい。

の低開発地域からの資源輸入を増大させる役割を果たすのである。その例としては、木材・パルプ業、農・水産業および鉱業をあげることができる。

これら輸入代替型および資源開発型投資は、戦後、1951年度に日本の海外投資が再開された当時から見られたものであり、比較的古くから行なわれていた投資形態であって、次の輸出指向型投資とはいささか趣を異にしている。

輸出指向型投資とは、比較的最近になって盛んになった投資で、生産された製品を現地国内で販売するのではなくて、日本に逆輸出するかあるいは第三国に輸出することを目的としているものである。その例としては、(1)欧米先進諸国で対日輸入規制が実施されている場合の低開発地域への企業進出とか、(2)日本の国内の急激な賃金の上昇による労働集約的産業の低開発地域への進出とか、(3)国内における公害防除費用の加速的な増大に伴う企業進出などがあげられる。

輸出指向型投資との関連で日本の「海外証券取得」の推移をみると、1968～72年の5年間で3,153件、金額にして29.7億ドルに達し、それぞれ1951年以降の20余年にわたる海外証券取得累計の69.6%、83.1%を占め、近年極めて著しく増加していることがわかる。このように日本の対外直接投資が急激に増大した内的要因としては、1960年代後半以降の国際収支の黒字基調の定着に伴う対外直接投資自由化措置や、その後の円切り上げ・変動為替相場制への移行などがあり、資本輸出の面で有利に作用したこともさることながら、先述したような国内の急激な賃金上昇や公害防除費用の加速的な増大に伴って、輸出指向型投資を主体にした海外への企業進出が近年とみに盛んになってきたことなどが考えられる。

本稿はこのような日本の対外直接投資（主として製造業）の歴史的推移および出資額、出資比率、投資業種などの諸特色を、共に低廉で良質な労働力を有し、過去において輸出指向的な工業化を積極的に推進してきた結果、今日、アジアの「中進国」と称されるまでに発展し、日本の輸出指向型投資が集中している韓国、台湾、香港、シンガポールの四カ国をケース・スタディとして詳述しようとするものである。

一概に対外直接投資といっても、国、業種、年次等のちがいによって、その様相にかなりの相違が生じる。極めてマクロ的に日本の対外直接投資の動向を地域別あるいは全般的に論じることが可能ではあろうが、後述のごとく、対外間接投資のような単なる資本の国家間移動とは異なり、対外直接投資においては資本受け入れ国側の国情の相違などにかなり影響されることが予想され、安易にアグリゲイトされたデータでもって分析を行なうのはいささか乱暴だといわざるを得ない。それゆえ、本稿では先述したような比較的同質と考えられる四カ国をケース・スタディとして、国情・その他の相違によって日本の対外直接投資の推移にいかなる相違が生じ、また、その相違が具体的にいかなる事情に由来しているのかなどについての分析を試みる。

しかし、もとより対外直接投資の研究がこれだけに終始するものではない。例えば、対外直接投資が日本および資本受け入れ国の国際収支に与える影響、貿易に与える影響、あるいは資本受け入れ国のある業種を取り出すことによって、現地労働者の訓練方法、現地での原材料・部品の調達度合、技術のトランスファーの方法、パートナーの選択方法、収益率、賃金水準と労働生産性、労働集約度と海外経営依存度など議論すべき問題は数多い。しかしながら、こうした個別的な問題に立ち入る前に、本稿で論じような概括的な歴史的推移を理解しておくことは、個別的な問題に対する理解を深める上にも不可欠な前提条件であるといわねばならない。

最後に、以下の分析に用いられるデータについて若干の説明を加えておこう。韓国、台湾、香港、シンガポールの四カ国への日本企業の進出状況に関する情報は、文献〔40〕、〔44〕から得られる。調査年次は両文献ともに1972年12月末で、前者は国別、後者は業種別に分類されている。

しかし、先のシンガポールの研究（文献〔37〕）で筆者の一人（吉原）が収集したデータと上記の二資料から得られるデータとを比較した時に、後者のデータの信頼度にやや問題があることが判明したので、シンガポールを除く三カ国に関して他に信頼度の高いデータを収集する必要が生じた。幸い韓国については信頼のおけるデータが得られたが、残念ながら台湾・香港については入手することができなかった。

最終的には、韓国については文献〔49〕、シンガポールについては文献〔37〕、そして台湾・香港については上記の二資料を用いることにしたが、先述のように台湾・香港に関してはデータの信頼度にやや問題がある点注意を要する。なお、現地通貨表示の出資額を米ドルに換算する際、出資された時点での為替レートを用いることにした。

Ⅱ 日本の四カ国への企業進出（製造業・農林水産業・鉱業）

対外間接投資のような単なる資本の国家間移動の問題とは異なり、「経営資源（managerial resources）」³⁾の国家間移動を伴う海外企業進出の場合、それが実現されるための前提条件としての経済外的要因——例えば、日本と現地政府・民衆との間の歴史的な関わりあいの程度、対日感情のよし悪し、現地政府が当面する内外の社会・政治情勢など——は無視しえない重要性を帯びてくる。このような経済外的要因は従来、等閑に付されることが多かったが、ここでは日本の四カ国への企業進出動向を単に経済的要因のみならず、経済外的要因についても注意を払いながら分析・検討することにした。

3) 文献〔12〕、〔13〕参照。

(1) 韓 国⁴⁾

朝鮮戦争後、激しいインフレーション、物資不足、大量の失業者などの難問をかかえた韓国経済の復興に際して、重要な役割を果たしたものの一つは1953～60年の8年間に総額20億ドルに達するアメリカからの軍事・経済援助であった。その結果、経済成長率は1956年に一時落ち込んでいるが、それを除けば1954～58年平均で6.6%であり、特に57年は8.8%を記録している。

台湾に対しては、日本は1952年(4月)に国交を回復したが、韓国の場合は「反日的」な李承晩政権の君臨という事情もあって、当時の日韓関係は国交正常化の目途さえつかない状態であった。その結果、韓国は1960年(1月)に「外資導入法」を制定し、自由主義陣営からの外資導入を図っていたが、日本からの企業進出は皆無であった。

1961年(5月16日)、朴正熙の率いる軍隊による軍事クーデターが起こり、その後朴正熙が1963年(10月)に大統領に選ばれたが、ここに至ってはじめて日韓関係正常化への道が開かれた。韓国側としては、「大量の失業者、食糧不足、鉱工業生産の不振、貿易赤字など山積する経済問題の打開を図り、自政権を強化するための日本資本の導入、具体的には、日韓会談の促進」⁵⁾に力を入れざるをえない情勢だった。1959～63年、経済成長率は63年に9.1%を記録したものの総じて低く、2.3～4.4%であり、消費者物価の上昇は1959～62年までは3.4～8.2%であったが63年には一挙に20.6%に増加している。

また、日韓会談の妥結は「ドル危機にみまわれつつも、ベトナムの民族解放闘争に本格的な介入をしつつあったアメリカにとって、それは自国の負担を日本に肩がわりさせるために必要なことであり、日本資本にとっては生産力の発展に伴う市場拡大を果たす」⁶⁾ために必要だったのである。

かくして、1965年(6月22日)に、1951年(10月21日)の日韓予備会談以来14年ぶりに「日韓条約」が東京で調印されるはこびとなり、「日本国と大韓民国との間の財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定」によって、無償贈与3億ドル、円借款2億ドルが1965年からむこう10年間毎年分割で支払われることになり、同時に、民間借款3億ドルが供与されることになったのである。

日本の対韓企業進出の第1号は、1967年に韓国政府の許可を受けた大日金属工業(株)であるが、日韓国交正常化から2年も経過している理由としては、先の日韓条約に反対する韓国の学生デモと、それに迎合した韓国政府の対国内向けの「日本の直接投資拒否」ジェスチャーの繰り返し⁷⁾があげられる。

4) 韓国、台湾、香港、シンガポールに関する以下数節にわたる記述については、文献[15]、[27：a, b]、[32]、[9]、[6]、[5]、[30]、[21：b]、[8]、[22]、[14]、[33]および[37]を参考にした。

5) 文献[6]、p. 287.

6) 注5)に同じ。

7) 文献[32]、p. 60.

日本の企業進出が本格化したのは、表1にみられるように、1970年からのことである。そして、それは年を追ってますます増加し、73年にはピークに到達している。その理由としては主に次のようなものがあげられる。すなわち、はじめに触れたような(1)国際収支の黒字基調に伴う対外直接投資の自由化、(2)大企業が海外進出に必要な資金・技術・経営能力を兼備してきたこと、(3)賃金や借地料についても、特に賃金に関しては表2から明らかなように、香港・シンガポールに比して低廉であり、かつ労働の質についても決して劣っているわけではないので、国内の激しい賃金上昇に悩む労働集約的産業にとってはコスト安であること、(4)地理的にも近いために、近年とみに増加しつつある日本への製品の逆輸出を目指した輸出指向型投資には有利であること、(5)戦前、日本の植民地であったために日本語を理解する者が多く、容易に日本語を話すパートナーが得られ、歴史的によきにつけ悪しきにつけ最も深い関わりあいを持ち、最も親しみの持てる外国であること、(6)日本の政府が多額の円借款を供与し（1973年末現在4億ドル）、日本の企業進出にとって望ましい投資環境づくりに役立ったこと、(7)円切り上げや

表1 日系企業の許可・設立年別分布

	台 湾	韓 国	香 港	シンガポール
1960年 以前	4		1	
1960	3		2	
1961	5		2	1
1962	6		2	2
1963	7		4	12
1964	2		7	
1965	10		2	2
1966	26		7	2
1967	43	3	4	4
1968	82	8	3	6
1969	67	14	7	6
1970	53	59	8	8
1971	29*	52	8*	8
1972	6*	115	20*	22
1973	8*	293	4*	5
計	351	544	81	78
中 央 値 (年)	1968	1973	1969	1970

資料) 台湾・香港；文献[40]，[44]。

韓国；文献[49]。

シンガポール；文献[37]。

注) *データの精度にやや疑問が残る。

台湾・香港；主として許可年（現地側許可年か日銀許可年かは不明）

韓国；韓国政府の許可年

シンガポール；設立年

表2 賃金の比較(1972年) (USドル/月)

	台 湾	韓 国	香 港	シンガポール	日 本
技 術 者	200	213	451	762	557
職 人	99	96	142	133	262
熟練労働者	73	102	122	183	272
半熟練労働者	73	66	84	87	240
未熟練労働者	45	68	82	60	120
電気・電子製品組立工	25	—	72	39	180
製 品 検 査	35	42	87	82	257

資料) 文献 [50]。

変動為替相場制への移行が資本輸出面で有利に作用したこと、などに加えて、(8)1966年(8月)、韓国政府が1967年を初年度とする「第二次経済開発五カ年計画」の遂行に要する外資を円滑に導入するために、これまでの「外資導入促進法(1960年1月)」、「外国借款の支払保証に関する法律(1962年7月)」、「長期決済ベースの資本財導入に関する特別措置法(1962年7月)」を整理統合した「外資導入法」を制定したこと、(9)1969年に開かれた第一回日韓民間合同経済委員会および第三回日韓定期閣僚会議や、1970年の第二回日韓民間合同経済委員会等の席上で韓国側が日本の対韓投資の必要性および積極化を強調・要請してきたこと、(10)1970年(1月)「輸出自由化地域設置法」を公布し、馬山を輸出自由地域に指定し、1971年には約20万坪に及ぶ第1工区の造成が完了していること、(11)1970年(1月)に外国企業の労使紛争(ただし、労働組合の政治活動は禁止されている)を速やかに解決するための「外国人投資企業の労働組合および労働争議調停に関する臨時措置法」や、同年3月に投資手続きの一元化・迅速化を図るための「外国人の投資に関する事務取引一元化規程」等を制定したこと、さらに、(12)『1966年に公布された「外資導入法」には税の減免措置として、(1)外国人投資企業に対しては、所得税または法人税、および財産税は最初の課税起算日から5年間免除、その後の3年間は50%減免、(2)外国投資家に対しては、利益の配当金および剰余金の分配に対する課税は、当該企業が営業を開始した日から5年間免除、その後の3年間は50%減免、(3)外国人投資企業に従事する外国人および外資導入法で規定する技術導入契約により韓国で活動する外国人勤労所得税は全額免除、という規定があり、日本の投資家は「二重課税防止条約」(1970年3月調印、同10月29日発効)によって以上の税制上の優遇を100%享受できるようになったこと⁸⁾、(13)1972年(8月3日)、外資導入の積極的な政策として私債の金利凍結を実施したことなどである。

1973年前後の日本の韓国への企業進出をみると(表1)、1971年に52件であったものが、72年には2.2倍に、さらに73年には5.6倍へと飛躍的に増加していることがわかる。また、企業進出

8) 文献 [27: b], p. 442.

合計は544に達し、最も多く、台湾、香港、シンガポールのそれぞれ1.5倍、6.7倍、7.0倍になっている。さらに、1972年末にはそれまでアメリカを下回っていた日本の投資額（累計）は、1973年末にはアメリカのそれを約2.5倍上回ることになり、東南アジア諸国の中で、タイに次いで韓国においても日本は最大の投資国となったのである。

最後に、業種別には他の三カ国と同様、件数においても、金額において、繊維・電機に集中する傾向をみせている（表3，表4参照）。

(2) 台湾

1945年まで50年間にわたって台湾が日本の植民地であった間、古くは明治政府の勸農事業推進政策の下に台湾においても農業開発に力が入れられ、蓬莱米の開発をはじめ農業生産基盤の整備などに大量の資本が投下された。ことにその後の戦時体制化への移行に伴って、「日本語教育」がますます強化され、また、セメント・パルプ工業やアルミ・銅の精錬にも力が注がれ、軍務遂行のための交通・通信施設の整備が進められた。

戦後、台湾政府はこうした日本の植民地時代の遺産を自国民のために自由に利用することができたが、1949年（10月1日）の大陸における中華人民共和国の成立を原因とする総数200万人（推定）を越える大量の人口流入と、年率3%を越える高い人口の自然増加率のために、失業者が増大し、1950年前後の台湾経済は危機的様相を示していた。ちなみに、台湾の人口は1946年には609万人（推定）であったが、1952年には813万人となった。⁹⁾ さらに、「大陸反攻」のための軍事費の増加は、それでなくても乏しい国家予算をますます圧迫する原因をつくった。1952年（4月28日）に「日華平和条約」が調印され、日台国交回復が行なわれたが、台湾経済はその頃どん底の状態にあったのである。

台湾経済を危機的状態から浮上させたのは、主として、1951～65年までの15年間に台湾に供与された総額30億ドルにのぼるアメリカの軍事援助と、14.7億ドルに達する経済援助であった。経済援助の内訳は、全体の54%を占める8億ドルの防衛支援援助と、PL 480に基づく余剰農産物援助（24%）と開発借款（11%）であったといわれている。¹⁰⁾ その結果、1952～66年の年平均経済成長率は8.3%を記録した。

他方、外資導入にも積極的に力が注がれた。1952年の「米華外資保証協定」、1954年（7月）の「外国人投資条例」、1955年（11月）の「華僑帰国投資条例」などがそれである。しかしながら、「政府の積極的な外資導入政策にもかかわらず、当時の台湾経済の不安定と投資環境の未整備などを反映して、1952～59年の外国人および華僑投資合計で年平均250万ドルにすぎず、はかばかしい成果をみるに至らなかった。」¹¹⁾ 表1からも1960年以前の日本の台湾への企業進

9) 文献 [27: a], pp. 41-42.

10) 文献 [32], p. 73.

11) 文献 [21: b], p. 2.

吉原・足立：日本の海外企業進出

表3 日系企業の業種別分布

産 業		台 湾	韓 国	香 港	シンガポール
農 林 水 産 業			20	1	
鉱 業		1	5		
製 造 業		350	519	80	78
A	食 料 品	9	14	2	3
B	織 維	57	86	33	11
	1. 製糸・紡績・織布	18	22	14	5
	2. 衣 料 品	26	51	12	5
	3. そ の 他	13	13	7	1
C	木 ・ 竹 製 品	9	6	2	5
D	化 学	62	63	3	16
	1. 化 学 薬 品	5	3		1
	2. 農 薬 ・ 肥 料	1	1		
	3. 塗料・印刷インク・染料	8	6		4
	4. 医 薬 品	10	1		
	5. 油脂加工・洗剤・界面活性剤等	5	4		2
	6. バッテリー・コンデンサー	16	13	1	2
	7. 合成樹脂（プラスチック等）	6	17		4
	8. そ の 等	11	18	2	3
E	金属・非鉄金属製品	41	61	11	10
F	電子・電気機械器具	68	109	8	12
G	機 械 器 具	25	46	5	8
	1. 一 般 機 械 器 具	19	38	5	3
	2. 輸送用機械器具（船舶を除く）	6	7		1
	3. 船 舶		1		4
H	精 密 機 械 器 具	12	20	5	
I	その他の製造業	67	114	11	13
	1. 紙 製 品	6	7	1	2
	2. ゴ ム 製 品	7	5	1	1
	3. ガラス・土石製品	3	10		
	4. セ メ ン ト				1
	5. 建設資材（セメントを除く）	1	13		
	6. 印 刷	2	1	4	3
	7. 履物・袋物・鞆等	21	15		
	8. そ の 他	27	63	5	6
計		351	544	81	78

表1の資料および注を参照のこと。

表4 日本側平均出資額の業種別分布 (1,000ドル)

産 業		台 湾	韓 国	香 港	シンガポール
農 林 水 産 業			137	161	
鉱 業		73	204		
製 造 業		215	345	333	580
A	食 料 品	173	177	279	189
B	織 維	307	374	580	318
	1. 製糸・紡績・織布	708	718	1,014	552
	2. 衣 料 品	102	282	98	180
	3. そ の 他	165	151	540	137
C	木 ・ 竹 製 品	179	44	12	621
D	化 学	161	421	30	197
	1. 化 学 薬 品	24	2,195		490
	2. 農 薬 ・ 肥 料	50	825		
	3. 塗料・印刷インク・染料	146	182		257
	4. 医 薬 品	253	938		
	5. 油脂加工・洗剤・界面活性剤等	137	84		54
	6. バッテリー・コンデンサー	133	201	44	243
	7. 合成樹脂（プラスチック等）	153	593		96
	8. そ の 他	237	224	23	220
E	金属・非鉄金属製品	97	496	151	259
F	電子・電気機械器具	350	471	93	853
G	機 械 器 具	190	225	34	2,254
	1. 一 般 機 械 器 具	186	208	34	898
	2. 輸送用機械器具（船舶を除く）	201	255		180
	3. 船 舶		655		3,789
H	精 密 機 械 器 具	220	123	62	
I	そ の 他 の 製 造 業	135	204	258	373
	1. 紙 製 品	99	96	267	74
	2. ゴ ム 製 品	64	189	2	1,634
	3. ガラス・土石製品	39	582		
	4. セ メ ン ト				784
	5. 建設資材（セメントを除く）	11	394		
	6. 印 刷	58	270	572	420
	7. 履物・袋物・鞆等	92	269		
	8. そ の 他	216	104	57	172
全 産 業		215	336	331	580

資料）表1に同じ。

注）台湾・香港；許可ベースの数字が一部含まれる。調査時点が1972年12月末で、調査時点に近い企業進出ほど許可ベースの可能性が強い。

韓国；1973年末許可ベース。

シンガポール；1973年中葉までの実績。

出は4件（繊維1，化学2，電機1）にすぎないことがわかる。

その後、台湾政府は台湾を外資にとってより魅力ある国にするために、1959～60年にかけて先の「外国人投資条例」，「華僑帰国投資条例」の改正を行ない，さらに1960年（9月）「投資奨励条例」（65年1月，70年12月改正）を新たに定めて「外資の安全，企業活動の自由，投資範囲の拡大，利益の送金制限の撤廃，営利事業所得税等各種租税の免除優遇などの措置」¹²⁾をとった。この時期の投資は主として島内市場を目指した輸入代替型の投資であったが，1960～66年の外国人および華僑合計の年平均投資額は約2,000万ドルに達し，1952～59年のその8倍になっている。日本からもこの期間に59件の投資があり，1960年以前～1973年全期間の16.8%を占めているが，本格的な企業進出が始まるにはさらに数年の年月を必要としていたのである。それは，先にみたように，1960年代前半の時期までは，日本の国際収支のパターンは，資本輸入国型のそれであり，また，賃金上昇も労働力不足も同年代後半期ほどに厳しい様相を示すには至っておらず，投資機会もまだ国内に残されており，労働集約的産業にとってもそれほど経営活動のやりにくい環境ではなかったためである。

1965年からの2カ年は，よきにつけ悪しきにつけ，台湾経済にとって意義多き年であった。先に，台湾はアメリカの軍事・経済的援助を糊口の資とし，経済的自立の原動力としてきたことを知ったが，その援助がPL 480による余剰農産物援助を残して全面的に打ち切られたのが1965年（6月）である。そして，それと相前後して日本が総額1.5億ドルの第一次円借款を供与することになったのが同じ1965年であった。

円借款供与は，いわば対台湾援助に対するアメリカからの肩がわりを意味するものであり，やや遅れて1965年6月22日には「日韓条約」が東京で調印されるという事情から，「アメリカの音頭とりによる『日・韓・台共栄圏』構想¹³⁾の着実な基礎固め」という印象を国民に与えたことは否めなかった。その真偽のほどはともかくとして，アメリカの対台湾援助の打ち切りの背後には，アメリカ政府の耳障りのいい理由説明にもかかわらず，ベトナム戦争の拡大によって全勢力をそれに集中する必要性が生じたことと，1950年代末から60年代初めにかけて顕在化してきたドル危機等の事情があったことは疑う余地のないところである。

一方，1960年代前半には早くも狭隘な島内市場を目指す輸入代替型投資の弊害が露呈し，過剰生産の目立つ分野も現われ，不況状態に陥りはじめた。さらに国際収支の悪化や，先述のアメリカの台湾援助打ち切りの通告（1964年5月）等の問題もあって，これまで以上に積極的にかつ輸出指向的な外資導入の必要に迫られていた。

このような状況の下で，1965年（1月），「投資奨励条例」の大幅な改正が行なわれることに

12) 文献〔27：a〕，p. 3.

13) 文献〔9〕，〔32〕参照。

なった。¹⁴⁾ さらに、同年末の「加工輸出区管理条例」によって総面積 68.5ヘクタールにわたる「高雄加工輸出区」(1966年1月発足)が設置されることになり、企業誘致が従来以上に積極的に推進されることになった。こうした投資環境の整備は、先の円借款の供与や60年代後半からの日本国内の経済的諸事情の変化、および台湾の低廉かつ豊富な質の良い労働力の存在と共に、台湾への外資導入にとって大いに有利な条件となった。

それに関する事実関係は表1によって確認することができる。1967～70年に進出した企業数は245で全体の約70%がこの4年間に集中し、ピークを形成していることがわかる。その原因としては、上にあげた以外にも種々あるが、既に韓国のところでも述べたのでここでは繰り返さない。

しかし、台湾への企業進出ラッシュも長くは続かなかった。後に詳述するが、1970年5月に「日中貿易四条件」いわゆる「周四条件」が発表され、事実上、台湾への大企業の進出にブレーキがかけられたことや、1971年7月のニクソン米大統領の訪中計画の発表、同年11月の台湾の国連からの追放 および 1972年2月のニクソン訪中(「米中共同声明」の発表)と同年9月の田中首相の訪中(「日中共同声明」の発表)等々の経済外的要因の変化は、日本の台湾への企業進出に対して、深刻な影響を与えずにはおかなかった。事実、韓国への企業進出が1970年に降著しい増加傾向をみせているにもかかわらず、台湾へのそれは減少傾向を示している。

しかし、その減少も71・72年の両年にとどまり、73年には再び従前以上の著しい増加を示すようになった。¹⁵⁾つまり、1973年(2月)の変動為替相場制への移行は、賃金上昇、地代騰貴、公害規制の強化などの問題と相まって、日本の企業は「海外脱出」を従来以上に深刻に考えるを得なくなり、73年には韓国とともに再び台湾への投資が、特に先の「周四条件」とはあまり関係のない中小企業を中心に急速に増加し、ことに年間投資額は従来のピーク(1970年)を2倍近く上回る結果となった。

14) その内容の主なものを列挙すれば、次のごとくである(文献[11]の要約)。

A. 租税減免措置

- (1)新規生産事業については5年間の免除とその後の軽減を内容とする事業所得税の減免。
- (2)輸入税の減免および払い戻し、分割納入。

B. 外資に関して

- (1)出資制限および雇用制限はない。
- (2)利潤送金は無制限。
- (3)元本の引き上げは投資計画完了満2年後より毎年15%までは無制限。
- (4)製品の国産化は電気・機械以外にはない。
- (5)国有化については51%以上の出資比率の場合は20年間は実施しない。
- (6)「大陸反攻」を国是としているためにストライキは禁止されている。

15) 台湾および香港のデータは、表1にも説明されているように、文献[40]と[44]を基礎にしているが、調査年次が共に1972年12月末であるために、73年の数字は計画中のものであり確定したものではない。また、両資料共に精度の点でやや難点があり、特に1972・73両年の数字に疑問が残る。そこで、文献[43]によって、全産業に対する日本の投資額・投資件数の推移をみると、1970年51件(2,900万ドル)、71年18件(1,200万ドル)、72年26件(800万ドル)、73年92件(4,500万ドル)となり、やはり73年に再び著しい増加を示していることがわかる。

最後に、業種別には、先の韓国と同様に繊維・電機に集中する傾向を示していることが表3および表4からわかる。

(3) 香 港

日本から香港への企業進出の時期は台湾に次いで早く、すでに1950年代中葉から始まっている。それらは主として中継貿易港としての香港のメリットをあてにした商社や海運会社であり、また、製造業でも輸入代替型投資が主体をなしていた。

香港は一貫した自由放任主義的な経済政策を採用しているために、外資に対してもそのみを特に対象にした法律はなく、投資額、出資比率、利潤送金の制限などは一切なく、すべて現地企業と同等に扱われるという特徴を持っている。しかし、香港は、後のシンガポールと同様に、東南アジア地域におけるイギリスの商業利益を獲得するために必要であり、それに必要な金融機関・交通・通信、特に海運網がよく整備され工業用水を除いてはインフラストラクチュアも比較的整っているというメリットを有している。

その上、香港政庁は、(1)香港の中継貿易の後背地として重要な意味を持っていた中国大陆で1949年(10月)に中華人民共和国が成立し、それまでのような中継貿易による利益に期待が持てなくなったこと、(2)1950年(6月)に勃発した朝鮮動乱がきっかけとなって、1951年に国連が加盟国に対中国向け戦略物資の船積みの禁止を要請したこと、(3)周辺に位置する東南アジア諸国が相次いで独立国となり、自国の工業化によって植民地型経済からの脱却を図るべく、輸入制限の実施や関税障壁を設置し、先進工業諸国と直接に貿易を行なうようになったことなどをその主たる原因¹⁶⁾として、中継貿易港としての地位の低下を憂慮し、それを補完するための工業化を推進する方針を決定した。そのために、1955年からは官塘工場地帯(636エーカー、内工場用地375エーカー)の工事を開始したのを皮切りに、茶湾工業地帯(6,400エーカー、内工場用地1,071エーカー)などが整備され、あるいは整備されつつある。その上、原材料・半製品が安く輸入される自由貿易港としてのメリットや、さらに韓国や台湾に比して輸入手続きが簡便で、通貨が安定しているなどの利点は外国資本にとって香港を他の三カ国に劣らず魅力あるものにしていった。

香港の工業化は、その初期から今日に至るまで繊維産業を中心に進められてきた。日本の香港への企業進出も表3に示されるように、繊維産業を中心に進められ、香港の繊維を中心とした工業化に密接な関係を持ちながら推移してきたと考えることができる。当初は労働集約的な、現地市場を目指した輸入代替型投資が主体をなしており、香港が英連邦の特恵関税を享受しうるところに目をつけた若干の輸出指向型投資があったものの、まだまだ少数であった。その後、日本の企業進出は1969年頃から、ポリエステル糸染色・ニット製品などを中心に輸出指

16) 文献[21: a], p. 104.

向型投資が増加してきたが、それは香港における60年代後半の化合繊・ニット製品の輸出ブームに起因しているものであった。しかしながら、このブームも1971年（10月）の対米毛・化合繊製品の輸出規制の実施や、1972年（11月）の新たな対英ポリエステル・綿混繊維の輸出規制の実施および1973年の西独向け化合繊自主輸出規制の実施などを直接の原因とし、また、1970年ごろから著しくなった賃金・物価の上昇による国際競争力の低下のために韓国や台湾の激しい追い上げに抗しきれなかったことを間接的な原因として下降傾向を辿っていった。そして、繊維産業への日本の企業進出もそれに対応した動きを示している。

現在では、日本の香港への生産活動を目指す投資はストップしているといってもよい。賃金・借地料の高騰、香港地場輸出の伸び悩みなどで、香港への投資は極めて難しくなっているといえよう。とりわけ、土地問題は深刻である。表5からも明らかなように、工業用地の入手可能性は乏しく、借地料・建設費は他の三カ国よりも高く、なかんずく借地料に至っては他の三カ国の10～35倍にも達し、日本と比較してもはるかに割高になっている。

表5 借地料および建設費の比較（1972年）

	工業用地年間借地料 (USドル/ft ²)		建設費 (USドル/ft ²)		工業用地の 入手可能性
	加工輸出区	その他の地区	加工輸出区	その他の地区	
台 湾	0.067	0.70—1.00 (台北地区) 0.35—0.50 (都市近郊)	0.053—0.097	4.00—5.00	十 分
韓 国	0.06	1.15(ソウル) 0.70 (仁川)	0.44—0.53	5.00—14.00	十 分
香 港	—	5.00—40.00	—	6.78—11.31	不 足
シンガポール	0.05	0.77 (政府所有地)	0.33—0.80	6.00—13.00	やや不足
日 本	—	1.58—6.32 (都市部) 0.79—3.16 (農村部)	—	9.29—13.94	やや不足

資料) 表2に同じ。

(4) シンガポール

イギリスのシンガポール植民地化の第一歩は、イギリス商館をこの小島に建設することを時の土侯に同意させた1819年（1月30日）に始まる。1824年にイギリス東インド会社が全島支配の方針を決め、土侯からこの小島を譲り受けて以来、1959年に外交・国防を除く一切の自治権

を獲得するまでの約140年間にわたって、途中1942～45年の日本軍による支配があったものの、ずっとイギリスの植民地支配下に置かれてきた。140年間、イギリスはシンガポールをゴム・錫・木材などの主要産出国であるマレーシアやインドネシアをその後背地とした中継貿易港として、その商業利益獲得の具に供してきた。すなわち、中継貿易に必要な金融・保険・海運などのサービス業のための環境づくりには力を注いだが、シンガポール島内の工業育成の努力は等閑に付してきたのである。そのために、1959年に自治権を獲得した当時、シンガポールの産業構造は第三次産業に著しいバイアスを持った変則的なものとなっていた。ちなみに、1960年のGDPに占める各産業の比率は、工業13.5%、中継貿易18.6%、商業13.1%、諸サービス48.6%（内イギリス軍駐留に伴うサービス13.6%）となっている。¹⁷⁾

しかしながら、当時の中継貿易は先に香港についてみたように、近隣諸国の独立に伴う各国の輸入制限や貿易障壁などのために伸び悩んでおり、1950年代の高い人口の自然増加率とマラヤ・インド・中国など近隣諸国からの大量の人口流入とのために、年平均6.0%にも達する驚異的な人口増加と、推定46,000人（1959年）¹⁸⁾にのぼる大量の失業者を吸収するに足る十分な成長を期待することは不可能であった。このような経済問題を解決するためには、工業化（特に輸入代替型）の促進が何にも増して急務となり、シンガポール政府はそれに必要な外資を導入するために、創始産業に対する所得税の優遇措置を規定した「創始産業法」を1959年制定した（1967年11月廃止）。また、1961年を初年度とする「第一次五カ年経済開発計画」の一環として、同年、計画総面積17,000エーカーに及ぶジュロン加工輸出区の造成にも着手したのである。

とはいえ、このような大型の産業インフラストラクチャが真の効果を発揮するまでにはなお数年を要するのであるが、表1に明らかなように、日本のシンガポールへの企業進出が1963年に急増したのである。このように大量の企業の進出は、これまでにみてきた他の三カ国には例のないことであった。それは先のジュロン加工輸出区の造成の開始に刺激されたものでなければ、「創始産業法」の制定が直接の誘因となったものでもなかった。それはまさしく、「マレーシア共同市場」を目指した輸入代替型の投資であった。

1961年（5月）にマラヤ連邦のラーマン首相がシンガポールを含む「マレーシア連邦」構想を打ち出し、1963（9月）、シンガポールはサバ・サラワクと共にマレーシア連邦に加わることになった。しかし、その際、マレーシア共同市場の成立がシンガポールのマレーシア連邦参加の条件の一つであったが、マラヤ連邦とシンガポールの経済力・経済構造の相違のために、その実現は困難であった。しかし、いずれ近い内に実現されるだろうとの期待の下に、多くの日本企業はマレーシア共同市場向けの輸入代替型投資をシンガポールのジュロン加工輸出区に行

17) 文献 [51]。

18) 文献 [14], pp. 9-10.

なったのである。すなわち、共同市場は相互に経済的利益をもたらすものである以上、それを紐帯として、マレーシア連邦の国造りが行なわれると考えた投資家が多かったといわれている。

しかしながら、彼らの予想に反して政治的決断に対する経済的合理性の影響力は甚だ小さく、人口構成の上からも中国系住民が圧倒的に多いシンガポールと、UMNO, MCA, MICらの連合党が政権を握るマレーシア中央政府の“マレー人優先主義”との間の融和しがたい対立がさらに激化し、1965年(8月)、シンガポールはマレーシア連邦を脱退した。このような事態を背景にして、日本のシンガポールへの投資はそれ以後数年間は、1963年前後の盛況ぶりと比較すると、事実上ストップしたといってもいい状態に陥った。

しかし、先に何度も触れたように、1970年前後から日本の国内事情が変化し、低コストの生産基地を求めて海外への企業進出が不可欠となり、シンガポールがその候補地の一つに選ばれるようになった。特に、1972年にシンガポールへの企業進出が目立って増加しているのは、前年12月の円切り上げならびに73年2月に変動為替相場制への移行に追い込まれていった背景にある円高基調が、海外投資にとって有利な条件を提供していることによると考えられる。そして、この時期の投資は明らかに、これまでとは異なって、極めて輸出指向的な性質の強いものであった。

また、シンガポール政府自体もマレーシア連邦からの脱退によって大きな市場を失ったことが原因で、中継貿易が伸び悩み、さらに、1968年1月にはイギリス軍の撤退が1971年末に繰り上げられるという事態に遭遇し、これまで以上に一層積極的な外資導入政策を講ずる必要に迫られていた。このような事情を背景に、1967年(12月)に先の「創始産業法」を外資のために一層有利にした「経済拡大奨励法」を制定し、¹⁹⁾ 1968年(7月)には労働者にとっては過重とも思える厳しい勤務時間の規制を定めた「雇用法」や、労働組合の団体交渉権を制限し、経営権に対する組合からの干渉を排除することを目的とした「労働関係法改正」が制定された。

ところで、日本の対シンガポール投資に関して、特徴的なことは造船・修理に大型投資が集中していることである。1件当たり平均投資額(表4)をみると、約380万ドルであるが、その中には日立造船の520万ドル(出資比率50%)や石川島播磨重工の680万ドル(出資比率52%)などの大型投資が含まれている。

最後に、企業進出の形態について若干の考察を加えておこう。表6には日本の国別・形態別企業進出の状況が示されているが、この表から、韓国・台湾では香港・シンガポールに比べてメーカーの単独進出の割合が非常に高く、特に韓国の場合は75%とずば抜けて高いことがわ

19) その後、外資導入が予想外に進んだために、1970年(11月)に「経済拡大奨励法」が改正され、(1)輸入代替的な消費財産業45業種は除外され、(2)創始産業ステイタスを供与する企業の最低投資額を25万Sドルから100万Sドルに引き上げた。

表6 企業の進出形態

(%)

	計 (A)	企業の単独進出		他社と組 んで進出 (C)	他社のうち 商社参加のもの (D)	D/C
		メーカー	商 社			
台 湾	100	69.8	4.0	26.2	19.9	76.0
韓 国	100	75.0	7.0	18.0	7.2	40.0
香 港	100	50.6	6.2	43.2	35.8	82.9
シンガポール	100	52.6	7.7	39.7	34.6	87.2
世界平均*	100	61.4	—	38.6	33.4	86.5

資料) 表1に同じ。それより分類・計算。

注) * 文献〔19〕のデータから計算。

かる。また、後出の表7、表9から出資額20万ドル以下の小型投資が全体の70%前後を占め、株式上場されていない中小企業が7～8割を占めていることを考え合わせれば、韓国・台湾へは中小企業の単独進出が過半数を占めていると推測できる。

また、先にみたように、韓国・台湾への企業進出も、香港・シンガポールに比して格段に多い。何故であろうか。その理由としては、日本からの距離、現地の賃金事情、工業用地の借地料、工場の建設費などの経済的要因が韓国・台湾では有利に作用していることもあるが、前述したような日本と韓国・台湾との特別に緊密な歴史的紐帯がもたらした「身近かに感じられる外国」としての、あるいは日本語が通じる外国としてのイメージおよび名目的にはともかく、実質上反共で統一された日・韓・台三国の経済的・政治的密着性などの経済的外的要因の影響をも考慮しない訳にはいかないのである。その点、同じ投資でも直接投資は間接投資と大きく趣きを異にしている。

Ⅲ 「周四条件」とシンガポール

平均出資額(表4)、日系企業の出資額別分布の中央値、出資額20万ドル未満の企業の割合、出資額100万ドル以上の企業の割合(以上、表7)など、どれ一つをとってみてもすべてシンガポールの投資規模が他の三カ国に比して大型であることを示している。

平均出資額をみると、シンガポールのそれは、台湾の2.7倍、韓国、香港のそれぞれ1.7倍、1.8倍になっている。また、韓国、台湾、香港では20万ドル以下の投資が三カ国平均約70%であるのに対して、シンガポールのそれはわずかに約45%で、過半数のものは20万ドル以上の投資となっている。さらに、100万ドル以上の大口投資についてみても、三カ国平均約6%であるのに比して、シンガポールのそれは2倍以上の14%に達しており、中央値ではシンガポールのそれは他の三カ国の2～2.6倍にも達している。

表7 出資額別日系企業数

日本側の出資額 (1,000 U S ドル)	台 湾	韓 国	香 港	シンガポール
100未満	193	265	47	21
100～ 199	63	100	10	14
200～ 299	27	47	6	11
300～ 399	24	25	4	9
400～ 499	13	18	3	5
500～ 599	5	15	2	2
600～ 699	8	6	1	1
700～ 799		10	1	2
800～ 899	1	7		2
900～ 999		8	2	
1,000～1,999	12	27	4	7
2,000～2,999	3	6		1
3,000～3,999	1	5		
4,000～4,999		3		
5,000 以上	1	2	1	3
計	351	544	81	78
中央値 (1,000 U S ドル)	90.4	106.0	85.7	226.8

表4の資料および注を参照のこと。

表8 出資比率別日系企業数

日本側の出資比率 (%)	台 湾	韓 国	香 港	シンガポール
19以下	10	2	5	6
20 ～ 29	17	11	3	5
30 ～ 39	34	21	12	5
40 ～ 49	61	200	11	5
50 ～ 59	109	181	13	24
60 ～ 69	23	15	5	7
70 ～ 79	28	21	5	10
80 ～ 89	8	14	2	1
90 ～ 99	2	11	4	6
100	59	68	21	9
計	351	544	81	78
中 央 値 (%)	54.4	51.6	56.8	57.0

表4の資料および注を参照のこと。

表9 上場・非上場別企業数

	台 湾	韓 国	香 港	シンガポール
上 場	123 (32.4)	106 (18.5)	37 (39.4)	53 (57.0)
非 上 場	257 (67.6)	468 (81.5)	57 (60.6)	40 (43.0)
計	380(100.0)	574(100.0)	94(100.0)	93(100.0)

資料) 表1に同じ。

注) ¹⁾ 上場・非上場(全国8証券取引所)の区別は1973年4月1日現在。

²⁾ 日本の企業がパートナー・シップを組んで海外進出をする場合、許可件数としては1だが、ここでは日本の企業を個別に数えあげている。また、同一企業が同一国に重複して進出している場合、日本の企業数としては1としている。

何故であろうか。出資比率に関しては四カ国間にそれほど格差がないことが表8によって明らかなのであるから、その原因は他に求められなければならない。というのは、もし出資比率に格差があれば、資本金が同じでも日本側出資比率の大きい方が当然出資額が大きくなるからである。それに対する解答の一つは表9が与えてくれる。

そこには、上場・非上場別企業数が示されているが、これから他の三カ国では進出企業の過半数以上のものが非上場のいわゆる中小企業であるのに対して、シンガポールは逆に過半数以上を上場企業が占めていることがわかる。このような、いわゆる大企業が海外投資を行なう場合には当然のことながら、多額の投資を行なう能力を有している。

しかし、これが唯一の解答ではない。台湾・韓国に大企業の進出が少ない理由として、大企業にとって台湾・韓国は中華人民共和国との関係であり歓迎すべき投資相手国ではなかったという事情がある。1970年(5月2日)中国政府は「日中貿易四条件」いわゆる「周四条件」を正式に文書で発表した。それは、(1)蒋介石一味の“大陸反攻”を援助し、朴正熙集団の朝鮮民主主義人民共和国に対する侵犯を援助するメーカー・商社、(2)台湾と南朝鮮に多額の資本投下を行なっているメーカー・商社、(3)米帝国主義のベトナム・ラオス・カンボジア侵略で、兵器・弾薬を提供している企業、(4)日本にある米日合併企業および米国の子会社、などとは一切貿易の交流を行なわないという内容のものであった。それは「具体的には、日中貿易に参加しながら台湾とも交渉を持っている企業の締め出し、ないしは二者択一を迫るものであるが、その意図するところは、台湾への日本の経済進出に歯止めをかけるとともに、日本企業にも“政治姿勢”を要求し、日中国交正常化に目を向けさせようとしたもの」²⁰⁾と推測されるが、問題は「周四条件」の第二項であった。どれくらいの投資が「周四条件」でいう「多額」に該当するかについては明確に規定されていないが、対中国貿易に食指を動かしている企業にとって

20) 文献[7], p. 69.

は、額の多少にかかわらず、対台湾投資を極力ひかえることが得策であった。

その結果、総生産量の7割あまりを中国に輸出している化学肥料業界がいち早く「周四条件」の受け入れを表明し、それを皮切りに700社とも800社ともいわれる多数の企業が次々とそれに追従した。

しかしながら、「周四条件」の適用に関しては、それが政治的産物であった所為もあってかなり弾力的であった。つまり、「日華協力委員会に参加している企業と、台湾に多額の投資をしている企業は容認されないが、その他のケースについてはある程度弾力的に運営された」²¹⁾のである。例えば、韓国との関係で中国が「周四条件」を適用したのは、1971年(7月)の日韓協力委員会第三回総会に出席したことを理由に、同年9月、富士銀行と三菱銀行にそれぞれコルレス契約の破棄を通告したのが最初であった。しかし、両銀行は後に「周四条件」の受け入れを表明し対中国貿易に復帰している。また、「周四条件」が発表されて以来、約25の日本の大企業が30~650万ドルに及ぶ投資計画を韓国政府に申請し、許可を受けたが、これらの企業に対しては「周四条件」が適用されなかった。

このような事情を背景にして、対台湾投資は前にも指摘したように、1970年以降減少していたが、1973年には中小企業による投資が増加し、以前のピーク時を投資額にして2倍近く上回るようになった。しかし、「周四条件」の発表が大企業の対台湾投資を事実上難しくする効果をもったことは否定することはできない。

また、韓国についても、「周四条件」の適用が台湾に比べて大目にみられているとはいえないが、やはり、中国の意向に気をつかわねばならず、手放しで今まで通り自由な投資活動が続けにくくなったことは事実である。

香港は「周四条件」の適用を受けないが、中国との関係上で頭の痛い問題をかかえている。イギリスは新界の租借契約を19世紀末に清国と結んだが、それがあと20数年で期限切れとなる。「憶測はあるものの、現時点で考えるには時機尚早であり、また無意味であるとする考え方が強い。香港産業界のさる大立者が1970年の訪米の際、²²⁾“26年後の投資を保証できるところは、極東地域では日本以外にない。26年間で投下資本を回収する自信がなければ、香港に投資する資格はない”と述べたと伝えられるが、示唆にとんだ考え方といえよう。」²²⁾このような問題は、投下資本の回収に長期間を要する大型投資を遠のける原因の一つになっている。

シンガポールの場合はこのような問題はなく、政治的に安定している。リー政権は民衆の心をつかみ今後さほど大きな波乱が生じる懸念はないし、また既に欧米の大型資本が投下されているという事実はシンガポールの政治的安定性に対して大国が多大の関心を示していることを意味し、日本からの大型投資を比較的容易にする条件の一つになっている。

21) 注20)に同じ。

22) 文献[21: b], p. 348.

Ⅳ む す び

以上、われわれは日本の四カ国への企業進出について分析してきたが、最後に、むすびにかえて将来の日本の中小企業の進出について若干触れておくことにしよう。

大型投資を計画している大企業にとって、「周四条件」の関係上、シンガポールは四カ国の中では最も望ましい投資相手国といえよう。しかし、労働集約的な中小企業にとっては、将来さらに高賃金国になる可能性が高いシンガポールを避けるのが得策のように思われる。また、香港は先述したように賃金が高いばかりでなく借地料も高く、シンガポール以上に不適当だといわざるを得ない。

それに比して、韓国・台湾への中小企業の進出は将来まだまだ伸びる余地があると考えられる。低賃金でよく働く労働者を豊富に有する国は、世界中を見渡してみても他に例が少なく、そのような国の中で外国投資を積極的に受け入れるのは、韓国・台湾の二カ国のみである。

しかし、両国への企業進出に際しては既に検討したように種々問題がある。台湾の場合、外交関係の断絶、日台航空協定の廃棄など日本の対台湾投資に対して不利な条件があるし、韓国の場合には、最近最低投資限度額を20万ドルに引き上げ、昨年には50対50の合弁を原則とする方針を打ち出したためにそれが日本の対韓投資のブレーキになっているという事情がある。また、金大中氏事件以来、日韓関係は好転の兆しが見えず、対日・対韓感情の悪化が日本の対韓投資に悪影響を及ぼすことも十分考えられる。

しかし、このような事情にもかかわらず、「周四条件」とは比較的無縁な中小企業にとっては、韓国・台湾は最も魅力的である。韓国が最低投資限度額20万ドルと50対50の合弁原則を変更しない限り、台湾への中小企業進出が韓国へのそれよりも有利であるかもしれない。対外的にはともかく、国内の政治が安定していることにかけては台湾は韓国以上で、シンガポールのそれに匹敵するといってもよい。しかし、韓国が投資条件を緩和すれば、距離的に近く、より労働力の豊富な韓国への投資が有利になろう。

文 献

A. 参考文献

- 〔1〕 相原光 『アジアにおける外国資本の役割』、アジア経済研究所 1969年
- 〔2〕 アジア経済研究編 『アジア動向年報』、1970年～74年版
- 〔3〕 アジア経済研究所投資資料調査室編 『シンガポールへの経済援助と企業進出』、1969年
- 〔4〕 ——— 『台湾の労働力と合弁経営』、1970年
- 〔5〕 H.Y.ビュン・S.チョー・K.J.ジョン共著 伊藤史朗訳 『1953—1970年の韓国経済成長の展望』、関西経済研究センター 1972年
- 〔6〕 朝鮮史研究会編 『朝鮮の歴史』、三省堂 1974年

- 〔7〕『週刊ダイヤモンド別冊：東西貿易実践読本』，ダイヤモンド社 1971年12月15日号
- 〔8〕S.C.フェン 村上敦訳 『戦後における香港の経済発展』，関西経済研究センター 1972年
- 〔9〕J.ハリディ・G.マコーマック共著 林理介訳 『日本の衝撃—甦える帝国主義と経済侵略—』，実業之日本社 1973年
- 〔10〕裴翰慶 『韓国の工業化と外国資本』，アジア経済研究所 1970年
- 〔11〕片野彦二 「経済開発計画と外資導入政策」，大阪アジア中小企業開発センター編 『発展途上国への企業進出の諸条件』，1973年
- 〔12〕小宮隆太郎 「直接投資と産業政策」，新飯田・小野編 『日本の産業組織』，岩波書店 1969年
- 〔13〕—— 「直接投資の理論」，澄田・小宮・渡辺編 『多国籍企業の実態』，日本経済新聞社 1972年
- 〔14〕コー・フーン・イン 山崎良也訳 『シンガポールの経済発展：1950—1970年』，関西経済研究センター 1972年
- 〔15〕K.S.リャン・T.H.リー共著 中嶋千尋訳 『台湾における経済発展の過程とパターン』，関西経済研究センター 1972年
- 〔16〕大阪府立貿易館・機械輸出振興会編 『世界の企業進出』，Vol. I 「香港」 Vol. III 「台湾」 1969年
- 〔17〕大阪商工会議所海外企業技術協力斡旋所編 『海外投資の手引き—アジア編—』，1972年
- 〔18〕松本繁一 『諸外国の台湾援助と日中関係』，アジア経済研究所 1970年
- 〔19〕——・石田平四郎共著 『台湾の経済開発と外国資本』，アジア経済研究所 1971年
- 〔20〕村上敦 「台湾経済の発展と輸出」，日本経済研究センター 『発展途上国の経済発展と国際分業』，1971年
- 〔21〕日本商工会議所海外企業技術協力斡旋本部 『海外企業と技術』，(a)「台湾における日本企業の現状と問題点」 No. 16 1970年 (b)「米系企業の対台湾進出の実態」 No. 22 1972年
- 〔22〕日本貿易振興会 『香港経済の回顧と展望—香港日本人商工会議所の年次報告—』，1973年
- 〔23〕日本経済調査協議会編 『東南アジアの日本系企業』（本論・付属資料），1967年
- 〔24〕日本輸出入銀行 『輸銀情報—わが国の海外投資の現況』，(a)Vol. V No.3 1965年 (b)Vol. IX No. 2 1969年 (c)Vol. XII No.1 1971年
- 〔25〕世界経済情報サービス 『ARCレポート：各国投資環境』，1971年
- 〔26〕菅原藤也編 『アジアの合弁企業』，アジア経済研究所 1964年
- 〔27〕商工組合中央金庫編 『東南アジアの投資ガイド—海外投資を計画する企業のために—』，(a)1970年版 (b)1973年改訂版
- 〔28〕高木良一 『日本企業の海外進出』，日本国際問題研究所 1967年
- 〔29〕上田達三 「台湾における中小工業の現状」，大阪経済大学中小企業研究所 『経営経済』，第6号 1969年
- 〔30〕—— 「台湾における企業進出の動向」，大阪アジア中小企業開発センター編 『発展途上国への企業進出の諸条件』，1973年
- 〔31〕霍見芳浩 「日本企業の多国籍化への条件」，『週刊東洋経済臨時増刊号』 東洋経済新報社 1973年7月11日号
- 〔32〕山本剛士 『東京・ソウル・台北—アジア再編成と日本』，三省堂新書 1971年
- 〔33〕吉田暁・荻原進 「シンガポールの工業化と合弁企業」，森村勝編 『アジア諸国の工業化と合弁企業』，アジア経済研究所 1974年
- 〔34〕吉原久仁夫 「日本と東南アジアの経済関係」，市村真一編 『東南アジアを考える』，創文社 1973年
- 〔35〕—— 「ASEAN 諸国における日本の合弁企業」，『東南アジア研究』 11巻1号 1973年6月

- 〔36〕 湯川智 「投資国日本の将来性と問題点」, 『週刊東洋経済』 1972年11月8日号 東洋経済新報社
- 〔37〕 Kunio Yoshihara, *A Study of Manufacturing Corporations in Singapore* (近刊)

B. 統計資料

- 〔38〕 日本貿易振興会 『海外市場白書—わが国海外投資の現状—』, 1972年・73年版
- 〔39〕 — 『海外市場』, 1974年8月号
- 〔40〕 経済調査協会編 『企業別海外投資』, 1973年版
- 〔41〕 大蔵省編 『日本貿易月表』, 各年版
- 〔42〕 — 『財政金融統計月報』, 1973年9月号
- 〔43〕 台湾政府経済部 『華僑及外国人投資審議委員会資料』, 1974年
- 〔44〕 東洋経済新報社編 『海外進出企業総覧』, 1973年版
- 〔45〕 通商産業省編 『通商白書』, 各年版
- 〔46〕 通商産業省通商政策局編 『経済協力の現状と問題点』, 1973年版
- 〔47〕 — 『わが国企業の海外事業活動—その現状と問題点—』, 1973年版
- 〔48〕 Kaoshiung Export Processing Zone Administration, *Export Zone in Taiwan*, Republic of China, June, 1970
- 〔49〕 Korea/USAID, *Total Foreign Equity and Loan Funds Authorized for Projects, Approved under the Foreign Capital Inducement Law since 1962*, 1974.
- 〔50〕 Arthur D. Little International Inc., *Appendices to a National Industrial Development Overview ; Guidelines and Strategy for Taiwan*, August, 1973.
- 〔51〕 Singapore, Economic Development Board, *Annual Report*, 1970